

小さな拠点・地域運営組織の 形成に関する事業・制度について

目次

- ◎ 集落ネットワーク圏の形成に向けた取組全体に関わる仕組み・・・P1
- ◎ 地域での話し合いや活動をサポートする人材を活用するには・・・P2
- ◎ 地域での話し合いやワークショップに専門家を派遣するには・・・P3
- ◎ 地域運営組織の設立に向けた検討を牽引するリーダー的人材を育成するには・・・P5
- ◎ 活動の立ち上げを幅広く支援するには・・・P7
- ◎ 地域運営組織の活動拠点をつくるには・・・P8
- ◎ 地域運営組織の新たな特産品開発や都市との交流活動を支援するには・・・P9
- ◎ 試行的な取組からコミュニティビジネスの展開を図るには・・・P10
- ◎ コミュニティビジネスの立ち上げを支援するには・・・P10
- ◎ 移住コーディネーターを配置し、「人が人を呼び、つながる」仕組みをつくるには・・・P11
- ◎ 地域の活動拠点として郵便局を活用するには・・・P11

◎集落ネットワーク圏の形成に向けた取組全体に関わる仕組み

地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用に対する地方財政措置		総務省 地域振興室	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用を地方交付税措置により支援【市町村】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域運営組織の運営支援のための経費 <ul style="list-style-type: none"> 地域運営組織の運営支援（運営交付金等）や形成支援（施設改修、ワークショップ開催等）に係る所要の経費 (2) 高齢者等のくらしを守る経費 <ul style="list-style-type: none"> 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組（高齢者交流、声かけ、見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費 ・ 地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る所要の経費（研修、設備導入、販路開拓等）を特別交付税措置により支援【都道府県及び市町村】 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	—		

過疎対策事業債		総務省 財務調査課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、ハード事業のほか、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能 ・ 集落ネットワーク圏の形成に関連する取組例としては以下のようなソフト事業への過疎対策事業債の活用が考えられる 			
集落の維持及び活性化	集落ネットワーク圏の形成に向けた集落点検や集落課題の話し合いの実施、地域運営組織の事務局をサポートする人材の設置、移住アドバイザー等の設置など		
生活交通の確保	地域運営組織が運行するコミュニティバスやデマンドバス等への補助など		
産業の振興	地域運営組織が中心となって行う地場製品のブランド化や新たな特産品の開発、6次産業化の取組への支援、コミュニティビジネスの起業支援など		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利償還金の 70%を普通交付税の基準財政需要額に算入 			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村
関連 URL	—		

◎地域での話し合いや活動をサポートする人材を活用するには

地域おこし協力隊		総務省 地域自立応援課	
<p>・都市地域から過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる</p> <p>【地方交付税措置】</p> <p>① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費…隊員1人あたり440万円上限 （報償費等240万円*、その他の経費（活動旅費、消耗品費、事務的経費、研修経費等）200万円）</p> <p>※隊員のスキルや地理的条件を考慮した上で、最大290万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人あたり440万円の上限は変更なし）</p> <p>② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費…最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限</p> <p>③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費…1団体あたり200万円上限</p> <p>③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費…1団体あたり100万円上限</p> <p>【普通交付税措置】</p> <p>① 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費</p> <p>② 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費</p>			
対象地域	過疎地域等	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html		

集落支援員		総務省 過疎対策室	
<p>・集落の事情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる</p> <p>・対象経費…集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費 （専任1人あたり395万円、兼任1人あたり40万円上限）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html		

◎外部人材リスト

地域人材ネット（総務省） http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/
地域活性化伝道師（内閣府） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html
農山漁村活性化人材支援バンク（農林水産省） http://www.keieiken.co.jp/nousonjb/information/
6次産業化の支援人材情報（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index.html
地域再生マネージャー（（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）） http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/
地域力創造人材データベース（（一財）地位活性化センター） https://www.jcrd.jp/index.php?option=com_content&view=article&id=141&Itemid=593

◎地域での話し合いやワークショップに専門家を派遣するには

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度		総務省 人材力活性化・連携交流室	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の魅力や価値の向上に取り込むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる ・市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上^{※1}招へいし、地域活性化の取組を実施する場合であって、外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者^{※2}に対する旅費・謝金（報償費）^{※3}、ワークショップ等に係る経費^{※4}を対象とする ・1市町村あたり、以下に示す額を上限額^{※5}として、任意の3年間を支援する（1市町村につき1回に限る） <ul style="list-style-type: none"> ①民間専門家等活用…560万円 ②先進自治体職員（組織）活用…240万円 <p>※1：日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること ※2：地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者 ※3：先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする ※4：印刷費、車両・会場借上費に限る ※5：対象経費に財政力補正をかけて算定</p>			
対象地域	定住自立圏を実施する市町村、条件不利地域を有する市町村	実施主体	市町村
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html		

地域再生マネージャー事業		(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	
<p>・市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する</p>			
外部人材 活用助成	地域再生に取り組む市区町村が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、費用の一部を助成する。	助成率 2 / 3 以内 助成額 700 万円以内	
外部人材 派遣 (短期診断)	地域再生への取り組みの初期段階にある市区町村に対して、財団から外部専門家を派遣し、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う。	派遣費用を、原則として財団が全額負担	
※詳細は、地域総合整備財団 HP を参照してください			
対象地域	全国：市区町村（指定都市を除く）	実施主体	市区町村
関連 URL	http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/		

地方創生アドバイザー事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・市町村等が行う自主的・主体的な地域づくり活動に取り組む事業に対して、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費について、20 万円を限度に助成する。</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村（指定都市を除く）、広域連合等
関連 URL	https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihouseusei/		

◎地域運営組織の設立に向けた検討を牽引するリーダー的人材を育成するには

全国地域づくり人材塾		総務省 人材力活性化・連携交流室	
<p>・地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催</p> <p>・研修テーマや開催地、日程等は年により異なるが、概ね年間3～4回（1回は2～3日間）、首都圏と地方圏で開催</p>			
対象地域	全国の市区町村等職員、地域づくりに取り組む NPO 関係者等	実施主体	総務省
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/jinzairyoku.html		

地域おこし協力隊員等に対する研修		総務省 地域自立応援課	
<p>・地域おこし協力隊及び集落支援員等を対象に、地域協力活動などの取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るための研修を実施。</p> <p>(1) 初任者研修（年4回程度）</p> <p>地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象として、地域協力活動や集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識の習得や実務能力の向上、地域おこし協力隊員等の初任者同士の交流・情報交換等を目的として実施</p> <p>(2) ステップアップ研修（年2回程度）</p> <p>着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている隊員を対象に、これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理し、次のステップを踏み出すアイデア・方策を見つけだすために必要となる知識や実務能力の向上を図ることを目的として実施</p> <p>(3) 起業・事業化に向けた研修（年6回程度）</p> <p>地域おこし協力隊の任期終了後における当該地域への定住に向けて、起業および事業化に必要な知識・ノウハウを習得するとともに、任期終了後の事業や活動を客観的・集中的に見つめ直して、整理する機会とし、今後の活動目標や活動内容の具体化に繋げることを目的として実施</p>			
対象地域	全国の地域おこし協力隊員等	実施主体	総務省等
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html		

全国地域リーダー養成塾		(一財)地域活性化センター	
<p>・既存の枠にとらわれない斬新かつ大胆な発想のできる地域のリーダーを養成するため、専門家、実践家などを講師として、体系的かつ効果的なカリキュラムによる研修を実施</p> <p>(1) 一般研修 地域づくりの専門家・実践家等による講義、参加型演習を行うほか、ゼミナール形式の講座により、主任講師の指導のもと、テーマに沿った調査・研究を行い、成果をまとめた修了レポートを作成する</p> <p>(2) 現地視察 全国各地の地域づくりの先駆地を訪問し、特色を生かしたまちづくりの事例を視察するとともに、実践者や地域づくりのキーパーソンなどを通じて地域づくりの問題解決を学ぶ</p>			
対象地域	1. 地方公共団体の職員（所属団体の長の推薦要） 2. NPO 等で地域づくり活動実践者（市区町村長の推薦要） 3. 農協、商工会、第3セクター等の職員（市区町村長の推薦要） 4. 全カリキュラムを通して受講できる見込みのある者	実施主体	(一財)地域活性化センター
関連 URL	https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/		

◎活動の立ち上げを幅広く支援するには

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（過疎地域等自立活性化推進交付金）		総務省 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する ・ 地域運営組織等が、活性化プランに基づき行う取組を対象とする（具体的には、以下のような取組に対して支援を行う） <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者サロンの開設 ○ 買物機能の確保 ○ デマンドバス・タクシーの運行 ○ 伝統芸能や文化の伝承 ○ 特産品の開発や6次産業化 ○ 田舎暮らし体験 等 ・ 補助上限額…2,000万円、 補助率…定額 			
対象地域	過疎、特定農山村、振興山村、半島、離島、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、辺地、これらに準ずる地域と総務大臣が認める地域	実施主体	地域運営組織等 ※交付の申請は市町村が行う
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm		

地方創生推進交付金 ～広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化～		内閣府 地方創生推進事務局	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生推進交付金は、地域再生法に基づく法定交付金として、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を、複数年度にわたり安定的かつ継続的に支援するもの ・ 集落ネットワーク圏の形成推進に向けた支援メニューとして、地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る取組に対し交付金を交付する ・ 具体的には以下のような取組に対して支援を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の「小さな拠点」を支援する NPO などの中間支援組織等の参画する活動 ○ 核となる「小さな拠点」の形成を軸とした複数市町村を範囲とする事業・サービス ○ 複数拠点の連携・分担による事業・サービス ○ 複数市町村による「小さな拠点」の広域的な連携、広域的な連携を前提とした「小さな拠点」立ち上げ支援 ○ 都道府県と市町村が一体となった、新たな生活サービス等の拠点・事業の実験的な立ち上げなど ・ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定する（補助率：1/2） 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	—		

◎地域運営組織の活動拠点をつくるには

過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域等自立活性化推進交付金）		総務省 過疎対策室	
<p>・ 過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援する（補助率：1/3以内）</p>			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村等
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm		

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土交通省 地方振興課	
<p>・ 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する</p> <p>・ 廃校舎等の既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費等に対して補助。このほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等についても補助する</p> <p>補助率：1/2以内（市町村）、1/3以内（NPO 法人等）</p>			
対象地域	過疎、振興山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域（都市計画区域等の一定の地域を除く。）	実施主体	市町村、NPO 法人等
関連 URL	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html		

◎地域運営組織の新たな特産品開発や都市との交流活動を支援するには

農山漁村振興交付金		農林水産省 農村計画課、地域振興課、都市農村交流課、地域整備課	
<p>・地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。交付額、交付率等は事業により異なる（定額、1/2など）</p> <p>1 農山漁村地域での取組への支援</p> <p>① 地域活性化対策 地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援します。</p> <p>② 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。</p> <p>③ 山村活性化対策 振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。</p> <p>④ 農泊推進対策 観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。</p> <p>⑤ 農福連携対策 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる農業生産施設の整備並びに障害者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援します。</p> <p>⑥ 農山漁村活性化整備対策 地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。</p> <p>2 都市部での取組への支援</p> <p>① 都市農業機能発揮対策 都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援します。</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等
関連 URL	http://www.maff.go.jp/j/kasseika/		

◎試行的な取組からコミュニティビジネスの展開をはかるには

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた以下の事業に対し支援する</p> <p>(1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり</p> <p>(3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組</p> <p>・支援対象経費は報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等）、通信運搬費、損害保険料、広告料などで、助成金は150万円を上限とし、助成の対象となる経費の100%以内とする</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村、地域団体等
関連 URL	http://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/		

◎コミュニティビジネスの立ち上げを支援するには

地域経済循環創造事業交付金		総務省 地域政策課	
<p>・事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となるものであり、他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する高い新規性・モデル性がある事業について、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成する経費に対し交付金を交付</p> <p>・公費補助金：地域金融機関の融資（融資比率）＝1：1以上</p> <p>補助金上限額（国費＋地方債の合計額）：2,500万円。融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円</p> <p>補助率：1/2（新規性・モデル性が極めて高い事業は10/10、過疎地域等の条件不利地域で、① 財政力指数0.25未満は3/4、② 財政力指数0.5未満は2/3）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html		

◎移住コーディネーターを配置し、「人が人を呼び、つながる」仕組みをつくるには

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への支援		総務省 地域自立応援課	
<p>・ 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等の取組について特別交付税措置を講じる</p> <p>(1) 地方公共団体が実施する移住・定住対策（以下①～④）に要する経費（人件費を除く。算入率 0.5×財政力補正）</p> <p>① 情報発信…移住相談窓口の設置、移住相談会・セミナー等の開催、自治体 HP 等での情報発信、パンフレット等の制作等</p> <p>② 移住体験…移住体験ツアーの実施、移住体験住宅の整備、UI ターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）</p> <p>③ 就職支援…移住希望者に対する職業紹介、就業支援、新規就業者（本人、受入れ企業）に対する助成</p> <p>④ 住居支援…空き家バンクの運営、住宅改修への助成</p> <p>(2) 移住を検討している者や移住者への支援に要する経費</p> <p>「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費について、1人あたり 350 万円上限（兼任の場合 40 万円上限）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihouseisei_setumeikai/h27-04-03-siryoy9.pdf		

◎地域の活動拠点として郵便局を活用するには

郵便局活性化推進事業		総務省 郵政行政部企画課	
<p>・ あまねく全国に存在する郵便局と地方自治体等との連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、郵便局との連携が有効な分野や住民サービスの調査、関係者の役割分担の整理等を行い、その成果をモデル事業として全国に普及展開する。</p> <p>・ 令和元年度は、ICT を活用したみまもりサービス及び観光情報等の発信（岩手県遠野市）、買い物サービス支援（新潟県津南町）、農家の農作物配送支援（静岡県藤枝市）を実施した。令和2年度も、全国3か所程度で実証を行い、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する予定である。</p>			
対象地域	全国	実施主体	総務省
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html		